

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による  
国際観光の振興に関する法律施行規則の一部改正について

平成 18 年 2 月  
国 土 交 通 省  
総合政策局旅行振興課

1. 改正の背景

平成 17 年の通常国会において、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 54 号。以下「改正法」という。）が成立しました。

改正法により、本年 4 月 1 日から地域限定通訳案内士制度が創設されることに伴い必要な細目的事項を追加する同法施行規則の改正を検討しています。

2. 改正の内容

○地域限定通訳案内士試験について

- ① 受験願書の提出先及び必要となる添付書類、試験を行う外国語の種類等の公示、合格証書の様式等について規定する。
- ② 以下の表の左欄に掲げる国家試験又は都道府県知事が行う試験に合格した者等について、右欄に掲げる筆記試験を免除することを規定する。

地域限定通訳案内士試験の筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者	次に行われる地域限定通訳案内士試験の筆記試験のうち当該合格点を得た科目
一の外国語による通訳案内士試験に合格した者	当該外国語
一の外国語による通訳案内士試験の筆記試験のうち外国語について合格点を得た者	当該試験が行われた後最初に行われる地域限定通訳案内士試験の筆記試験のうち当該外国語
一の外国語による地域限定通訳案内士試験の筆記試験のうち外国語について合格点を得た者	当該試験が行われた後最初に行われる他の都道府県知事が行う地域限定通訳案内士試験の当該外国語

○地域限定通訳案内士試験の指定試験機関について

- ・ 指定試験機関の指定を受ける際の申請書及び試験事務規程の記載事項の

内容、試験委員の要件、指定試験機関が備えるべき帳簿の内容、試験事務の実施結果の報告事項等について規定する。

○地域限定通訳案内士の登録について

- ・ 地域限定通訳案内士の都道府県知事による登録手続については、平成18年4月1日の改正後の通訳案内士法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による通訳案内士の登録手続と同じ手続とすることとし、本邦内に住所を有しない者の登録の方法、登録簿への登録事項の内容、登録の申請の方法、登録の拒否事由、登録証の再交付の申請の方法、登録事項の変更の届出の方法等について新規則の関連規定を準用する。

○その他所要の改正

3. スケジュール（予定）

公布日：平成18年3月

施行日：平成18年4月1日